

名古屋港管理組合優良工事施工者表彰要綱

〔平成28年8月1日〕
訓 第 17 号

改正 平成29年10月1日訓第2号

（目的）

第1条 この要綱は、名古屋港管理組合が発注した請負工事（工事施行規程（昭和39年訓令第12号）第2条に規定する工事に限る。以下「請負工事」という。）において、的確な技術をもって良好な施工に努め、優秀な成績で請負工事を完成した施工者（以下「優良工事施工者」という。）を表彰することにより、優良な施工者の育成を図ることを目的とする。

（表彰審査の対象者）

第2条 表彰審査の対象となる者（以下「対象者」という。）は、表彰する年度の前年度（以下「対象年度」という。）に金額が500万円以上の請負工事を完成した施工者で、第1号に該当し、かつ、第2号又は第3号のいずれかに該当する施工者とする。ただし、同一業種区分において、同一年度に同一施工者を重複して対象者とししないものとする。

- (1) 表彰審査の対象となる業種区分における対象年度の末日を終期とする5年間に行った請負工事の評定点の平均が70点以上である施工者
- (2) 対象年度に行った請負工事で評定点が85点以上の請負工事を行った施工者
- (3) 対象年度に行った請負工事で評定点が80点以上85点未満の請負工事のうち、業種区分において評定点が最高点の請負工事を行った施工者

2 共同企業体については、対象年度に金額が500万円以上の請負工事を完成した共同企業体で、当該共同企業体の全ての構成員が前項第1号に該当し、かつ、当該共同企業体が同項第2号又は第3号のいずれかに該当する場合に対象者とする。この場合において、当該共同企業体の全ての構成員を対象者とする。

（表彰の欠格事項）

第3条 対象年度の初日から表彰までの間に、対象者（共同企業体にあつては、その構成員）が次の各号のいずれかに該当する場合には、前条の規定にかかわらず、表彰を行わないものとする。この場合において、共同企業体のいずれかの構成員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その他の共同企業体の構成員についても表彰を行わないものとする。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条の規定に基づく指示又は営業の全部若しくは一部の停止の処分を受けた場合
- (2) 名古屋港管理組合の指名停止の対象となった場合

（表彰の推薦）

第4条 建設部技術管理課長は、第2条に該当する者（前条に該当する者を除く。）のうちから、優良工事施工者表彰推薦書（別紙様式）により、次条に規定する表彰審査会に対し

て表彰の推薦を行うものとする。この場合において、建設部技術管理課長は、当該推薦に係る請負工事の施行を担当した工事施行規程第8条に規定する工事施行課長（以下「工事施行課長」という。）の意見を聞かなければならない。

（表彰審査会）

第5条 前条の規定により推薦のあった施工者が表彰の対象として適当であるかを審査するため、表彰審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の構成員（以下「構成員」という。）は、次のとおりとする。

(1) 議長 建設部担当部長（総合開発担当）

(2) 副議長 建設部次長

(3) 委員 建設部管理課長、建設部工事課長、建設部担当課長（施設工事担当）その他議長が必要に応じて指名する者

3 審査会は、構成員（前項第3号に規定する議長が指名した者を除く。）の過半数の出席により成立する。

4 審査会の議決は、出席者（第2項第3号に規定する議長が指名した者を除く。）の過半数により決定する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審査会において、構成員は、工事施行課長、建設部技術管理課長及び建設部技術管理課検査室長に対して、当該施工者に係る評定等について説明を求めることができる。

6 審査会は、審査結果について建設部長に内申する。

7 審査会の庶務は、建設部技術管理課において行う。

（表彰者の決定）

第6条 建設部長は、前条第6項の規定による内申に基づき、表彰する優良工事施工者を決定する。

（表彰の方法）

第7条 表彰は、管理者名の表彰状の贈呈をもって行う。

（表彰の取消し）

第8条 建設部長は、表彰を受けた施工者が名古屋港管理組合請負工事成績評定要綱（平成18年訓第13号）第9条の規定により評定を修正した結果、第2条に規定する該当条件を満たさなくなった場合は、当該表彰を取り消すことができる。この場合において、表彰の取消しを受けた施工者が前条に規定する表彰状の贈呈を受けていた場合は、これを返却するよう求めなければならない。

附 則

この訓は、平成28年8月1日から施行する。

附 則（平成29年訓第 号）

この訓は、平成29年10月1日から施行する。

平成 年 月 日

優良工事施工者表彰推薦書

審査会議長 様

建設部技術管理課長

次の施工者を優良工事施工者として推薦します。

施 工 者	
申 請 業 種 区 分	<input type="checkbox"/> 土木工事 <input type="checkbox"/> 建築工事 <input type="checkbox"/> とび・土工工事 <input type="checkbox"/> 電気工事 <input type="checkbox"/> 管工事 <input type="checkbox"/> 鋼構造物工事 <input type="checkbox"/> 舗装工事 <input type="checkbox"/> しゅんせつ工事 <input type="checkbox"/> 塗装工事 <input type="checkbox"/> 防水工事 <input type="checkbox"/> 内装仕上工事 <input type="checkbox"/> 機械器具設置工事 <input type="checkbox"/> 電気通信工事 <input type="checkbox"/> 造園工事 <input type="checkbox"/> さく井工事 <input type="checkbox"/> 建具工事 <input type="checkbox"/> 水道施設工事 <input type="checkbox"/> 消防施設工事 <input type="checkbox"/> 清掃施設工事 <input type="checkbox"/> 解体工事 <input type="checkbox"/> 船舶製造工事
工 事 名	
工 期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
請 負 金 額	円
担 当 課 所	
評 定 点	点
表 彰 の 推 薦	<input type="checkbox"/> 要綱第2条第1項第2号該当 <input type="checkbox"/> 要綱第2条第1項第3号該当